

令和6年9月2日発行

役場からの行政・地域情報

(回覧板)

高原町

※自治会への加入のお願い※

高原町には、自治会組織として「区・班」があります。自治会は、町民の交流・親睦を促進するさまざまな活動を行うとともに、まちづくりにおいて重要な役割を果たしています。

高原町では、町民の皆さん同士が協力しながら、安心して地域生活を送ることができるよう、自治会への加入をお願いしております。

※自治会に加入するには※

自治会に加入するには、「班加入連絡表」に必要事項を記入し、あなたが居住する自治会の「班長」に提出ください。

あなたが居住する地区の区長・班長がわからないとき、または自治会に関して御不明な点等がある場合は、総務課行政係までお問い合わせください。

お問合せ先

高原町 総務課 行政係

〒889-4492 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓899番地

電 話 0984-42-2112

F A x 0984-42-4623

Eメール soumu@town.takaharu.lg.jp

役場からのお知らせ No.151

※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。

※町ホームページからもダウンロードできます。 <https://www.town.takaharu.lg.jp>

自殺予防週間における電話相談について

毎年、9月10日から9月16日は「自殺予防週間」です。

この期間、宮崎自殺防止センターの電話相談が、通常の受付時間に加え、下記のとおり拡充されます。ひとりで悩みを抱えず、誰かに話してみませんか。

日時

通常の自殺防止電話に加え、下記の日時に電話相談を実施します。

9月9日(月)～13日(金)
午前9時～午後8時まで

NPO法人国際ビフレンダーズ宮崎自殺防止センター相談電話

☎ 0985-77-9090

【通常の電話相談窓口のご案内】

- ところの電話 ☎ 0985-32-5566
月～金曜 午後9時～午後7時（祝日、年末年始を除く）
- 宮崎自殺防止センター ☎ 0985-77-9090
日曜・月曜・水曜・金曜 午後8時～午後11時
- 宮崎いのちの電話 ☎ 0985-89-4343
月曜・水曜・金曜 午後9時～翌朝4時
日曜・火曜・木曜・土曜 午後6時～翌朝4時
- お悩み傾聴ダイヤル ☎ 0570-783-755
上記の日時以外

※通常の自殺防止電話は、自殺予防週間電話相談期間中も実施しています。

9 月祝日のごみ収集について

●収集日・収集地区

収集日	種類	収集地区
9 月 16 日（月） 敬老の日	燃やせる ごみ	並木区、花堂区、西広原区、上広原区、下 広原区、常盤台区、蒲牟田区、南狭野区、 北狭野区、小塚区、中平区、湯之元区、祓 川区
9 月 23 日（月） 秋分の日振替休日	燃やせる ごみ	

●その他

収集日当日は、午前 8 時 30 分までにごみ集積所へ排出してください。
適切なごみ分別の御協力をお願いいたします。

問 町民課 担当：石崎 宙也（いしざき ひろや） ☎0984-42-1067

令和6年度日本発祥地まつりの作品募集について

- 募集内容 絵画、書幅、生け花、工芸品、裁縫作品など
※町内・町外在住に限らず、どなたでも申し込みいただけます。
※申し込み時にお渡しする要項に沿って展示してください。
- 申込期限 令和6年9月30日（月）
※事前申込のない展示作品の持ち込みはできません。
- 申込先 高原町中央公民館（高原小学校前）
※申込用紙は、中央公民館にあります。
- 展示期間 令和6年10月19日（土）、20日（日）
- 展示会場 町民体育館
- その他 作品搬入・飾り付け
令和6年10月18日（金）午後を予定しています。
詳細については、申込時にお渡しする要項をご覧ください。
御不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

問 教育総務課 担当：吉元 伸一（よしもと しんいち） ☎0984-42-1484

中核機関つなご 啓発イベントのお知らせ

中核機関つなごは、西諸に住む高齢者、認知症、障がいのある方や家族、地域の方に支援が行き届くようサポートするための相談窓口です。

「住み慣れた西諸で、すべての人が“自分らしく暮らすために”」をテーマに、権利擁護や成年後見制度についての啓発イベントを開催します。どなたでも参加できますので、お気軽にご参加ください。

○日程：令和6年9月20日（金）

○時間：13時30分～16時00分

○場所：小林市文化会館 大ホール

○内容：・障がい者施設による演奏
・基調講話【身元保証人は必要か？

身寄りのない方の支援を地域で支える】

講師 萩・山口法律事務所 山口 正之 弁護士

・実践報告【相談から後見人等が選任されるまでの流れと支援】

○参加費：無料

○申込方法：不要

○その他：手話通訳、要約筆記あり

○問い合わせ先：にしもろ地区権利擁護推進センター 中核機関つなご

電話：27 - 3358

問 福祉課 担当：山路 直樹（やまじ なおき） ☎0984-42-2581

高原町メールサービスの登録の御案内

スマートフォン又はパソコンから下記メールアドレスに空メールを送信すると、仮登録確認メールが届き、受信したメールに、本登録用URLが記載されていますのでそちらをクリックして、本登録ページに接続して、案内に従って登録してください。バーコード読み取り機能を使用する場合は、QRコードを読み取ってください。

災害に係る情報、感染症など防疫に係る情報、交通・防犯、特殊詐欺、不審者情報などの発生状況、年末年始のごみ出しなど生活に係る情報等を登録者に対し配信しています。

（スマートフォンの方）

<https://plus.sugumail.com/usr/takaharu/>

（フィーチャーフォン（ガラケー）の方）

<https://m.sugumail.com/m/takaharu/>

（QRコード）



【サービスに関するお問い合わせ】

高原町役場総務課 危機管理係 ☎0984-42-2112

令和6年

秋の全国交通安全運動

9月21日(土)
～30日(月)

令和5年度宮崎県交通安全ポスターコンクール入賞作品

9月30日(月)は
「交通事故死ゼロを目指す日」です



詳しくはこちら(県HP)



小学校上学年の部
金賞 山根 勇輝さんの作品



高校・一般の部
金賞 三好 瑠奈さんの作品

運動の重点

- ◆ 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- ◆ 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- ◆ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- ◆ 脇見・ぼんやり運転等の追放(県独自)

宮崎県交通安全スローガン

- ◆ 飲酒運転の根絶を呼びかけるもの
「飲酒運転 するもさせるも 皆同罪」
- ◆ 脇見・ぼんやり運転等追放を呼びかけるもの
「一瞬の わき見ぼんやり 事故一生」

宮崎県交通事故相談所のご案内

県では、専門の相談員による無料の交通事故相談所を開設しています。

☎0985-26-7039

(相談日時)

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

9時～12時、13時～15時30分

宮崎県交通安全対策推進本部

事務局

(宮崎県総合政策部 生活・協働・男女参画課)

TEL:0985-26-7054 / FAX:0985-20-2221

Mail:seikatsu-kyodo-danjo@pref.miyazaki.lg.jp

ヘルメットは あなたの命を守ります!

すべての
年齢層で
自転車乗車時の
ヘルメット着用は

努力義務

です!



自転車に乗るときは
ヘルメットを
かぶりましょう!



義務

自転車保険 加入の義務化

●自転車損害賠償責任保険等
へ加入しなければなりません

自転車事故の 高額賠償事例

自転車乗車中の小学生が歩行者と衝突し
歩行者が重傷となった事故

9,521万円

(平成25年7/4 地方自治体新聞)

自転車乗車中のヘルメット着用状況別の致死率

致死率

平成30年～令和4年合計(警察庁資料より)

約 **2.1倍**



※致死率とは死者数のうち死者の占める割合をいう。

努力義務

自転車の 点検整備

●自転車の点検整備を定期的
に実施しましょう



令和6年度 9月の生涯学習講座だより

8月に実施した講座の様子をご紹介します！

①音を楽しむ



リズム遊びや打楽器でアンサンブルを楽しみました。

②読み聞かせ



聞く方の事をイメージして絵本の選書します。

③歴史・文化財



高原町内の遺跡や発掘調査について学びました。

④書道



先生のお手本を皆さん真剣に聞いています。

⑤英会話



飲食店で注文方法など実用的な話し方を学びました。

⑥親子でピザ作り



お店のような美味しいピザが出来ました。

⑦ヨガ



気功も取り入れてゆっくり体を動かして行きます。

⑧一貫張り



和紙をノリで籠やざるに張り付けます。

⑨手づくり



アメリカンフラワーはブドウの実を作りました。

⑩工作教室



木の枝や葉っぱで写真立てを作りました。

⑪子ども習字



一枚一枚上達するのがよくわかります。

⑫皇子原学園



「情報社会をどう生かすか」と題して元宮崎日日新聞社論説員の古垣隆雄氏にお話をいただきました。スマートフォンの普及で情報は取りやすくなったがフェイクニュースの問題もでてきている事など様々な視点でお話をいただきました。

9月・10月の講座をご紹介します

皇子原学園講座

- 9月3日(火)「防災」は、午前9時30分～11時00分 ほほえみ館中研修室です。
日本赤十字宮崎支部より、事業推進課長 清野雅氏による災害を考える貴重な話です。
- 9月17日(火)「健幸」は、午前8時30分～11時30分 中央運動公園(忠霊塔)で計画しています。
男の生きがいの方々のご協力で実施します。ただし、雨天時は中止です。
- 10月8日(火)「ロボット工学」は、午前9時30分～11時00分 ほほえみ館中研修室です。
宮崎大学工学部准教授 李 根浩(イ グンホ)氏にお話をいただきます。機械知能工学プログラム担当の李氏からどんなお話が聞けるのか楽しみです。
- 10月22日(火)「日本の文化継承」は、午前9時30分～11時00分 ほほえみ館中研修室です。
「人形に願いを託して」と題して佐土原人形店「ますや」の七代目、下西美和氏にお話をいただきます。

生涯学習講座

※急な変更が生じる場合があります。

- | | |
|-------------------------------------|------------------|
| ① 手づくり講座(9月2日:月)～中央公民館 | ※午前9時30分～11時30分 |
| ② ヨガ講座(9月2日・16日・30日:月)～ほほえみ館和室 | ※午前7時00分～8時30分 |
| ③ 地方再発見講座(9月4日:水)～南九州大学宮崎キャンパス | ※午前8時30分～16時00分 |
| ④ 読み聞かせ講座(9月5日:木)～中央公民館 | ※午前9時30分～11時00分 |
| ⑤ 書道講座(9月7日・21日:土)～中央公民館 | ※午前10時00分～11時30分 |
| ⑥ 川柳講座(9月10日・10月15日:火)～中央公民館 | ※午前9時30分～11時30分 |
| ⑦ 似顔絵講座(9月11日:水)～中央公民館 | ※午前9時30分～11時30分 |
| ⑧ 英会話講座(9月12日、10月10日:木)～中央公民館 | ※午前10時00分～11時30分 |
| ⑨ 一貫張り講座(9月19日:木)～講師宅 | ※午前9時30分～11時30分 |
| ⑩ 音を楽しむ講座(9月24日、10月29日:火)～講師宅、教育集会所 | ※午前9時30分～11時00分 |
| ⑪ 色鉛筆講座(9月30日:月)～中央公民館 | ※午前9時30分～11時30分 |
| ⑫ 御池の自然講座(10月1日:火)～中央公民館 | ※午前9時30分～11時30分 |

令和6年度 狭野校区健康スポーツ教室

健康のためにスポーツをして体を動かしましょう！

1 日 時 9月 7日（土） 午後7時30分～午後10時

9月 8日（日） 午後8時～午後10時

2 場 所 狭野小学校体育館

3 内 容 （1）ミニバレーボール

（2）ニュースポーツ



4 参加料 無料！

5 その他 1人からの参加でも大丈夫です。当日チーム編成をします。

運動の出来る服装でお越しください。

狭野校区の方ならどなたでも御参加できます。

事前に検温などの体調チェックをして御参加ください。

主 催：高原町スポーツ推進委員連絡協議会

問い合わせ：高原町スポーツ推進委員連絡協議会

事務局（高原町教育委員会内）

TEL 0984-42-1484

個人住民税

回覧

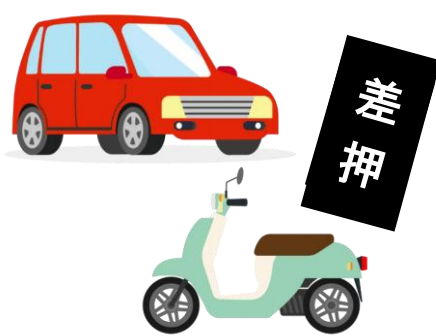
滞納整理強化月間

令和6年 9月1日～10月31日

預貯金・給与



自動車・オートバイ



不動産



納付期限を過ぎると、財産の差押など滞納処分を行います。

個人住民税の
納め忘れは
ありませんか？

STOP!
滞納



税金はきちんと
納めましょう！

STOP!
滞納

個人住民税は宮崎県と高原町の重要な財源です。

宮崎県と高原町は、
連携して個人住民税の徴収を強化します！



宮崎県

・

高原町

児童手当改正（拡充）のお知らせ

～児童手当制度が令和6年10月分から変わります～

変わることは？

◎予定されている主な変更内容は下表のとおりです。

主な変更	改正（拡充）前 ＜令和6年9月分まで＞	改正（拡充）後 ＜令和6年10月分から＞
支給対象	中学校修了前までの児童 (15歳到達後の最初の年度末まで) を養育している方	高校生年代までの児童 (18歳到達後の最初の年度末まで) を養育している方
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
手当月額	●3歳未満 一律：15,000円 ●3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ●中学生 一律：10,000円 ●所得制限限度額以上 所得上限限度額未満 一律：5,000円 (特例給付) ●所得上限限度額以上：支給なし	●3歳未満 第1子・第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ●3歳～高校生年代 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
支給月	3回（各前月までの4ヶ月分を支払） 10月分～1月分 ⇒ 2月 2月分～5月分 ⇒ 6月 6月分～9月分 ⇒ 10月	6回（偶数月（各前月までの2ヶ月分を支払） 10・11月分 ⇒ 12月 12・1月分 ⇒ 2月 ※町では支給月の10日 2・3月分 ⇒ 4月 （銀行休業日はその 4・5月分 ⇒ 6月 直前営業日）に振り込 6・7月分 ⇒ 8月 みます。 8・9月分 ⇒ 10月
多子加算の 算定対象 (カウント方法)	18歳到達後の最初の年度末までの児童	18歳到達後の最初の年度末までの児童 ＋ 高校生年代までの児童の兄弟等で次の子を追加 <u>児童手当受給者に経済的な負担等がある</u> <u>18歳年度末以降～22歳年度末までの子</u>

今回の改正（拡充）で、手続きが必要な方は？

手続きが必要な方	手続方法・書類
① 中学生以下の児童を養育しておらず、 高校生年代の児童を養育している方 ② 所得上限限度額超過で児童手当（特例給付） の支給対象外である方	●認定請求書 【必要な添付書類】 ・健康保険被保険者証（保険証）・・・請求書本人のもの ・本人確認書類（「マイナンバーカード（両面）」又は 「個人番号確認書類＋身元確認書類」の写し） ・請求者名義の通帳又はキャッシュカードの写し
③ 児童手当を受給中で、算定児童として認定されて いない高校生年代の児童を養育している方	●額改定請求書
④ 新たに多子加算の算定対象となる18歳年度末以 降22歳年度末までの子と高校生年代までの児 童の合計人数が3人以上の方 ◎新たに児童手当の対象となる方だけでなく、現在、受 給中で該当する方も提出が必要です。	●額改定請求書（※現在受給中の場合） ●認定請求書（※新規の場合） ●監護相当・生計費の負担についての確認書 ※経済的な負担等があることの確認書類を求める場合があります。 ◎各種様式は町HPからダウンロード可。

（裏面に続く）

改正（拡充）で必要となる手続きの 期限は？

令和6年10月11日(金)まで【必着】

〔最終期限〕 令和7年3月31日(必着)

請求書類を令和6年10月11日までにご提出ください。この期限までに請求書類の提出がない場合は、令和6年10・11月分の手当の支給月は、令和6年12月ではなく、令和7年1月以降になります。同様に「監護相当・生計費の負担についての確認書」についても、提出がない場合は、改正（拡充）後の多子加算額の適用がない手当額が支給されます。

なお、改正（拡充）に係る手続きの最終期限は、令和7年3月31日です。最終期限を過ぎた場合は、令和6年10月分に遡及しての手当の支給・多子加算の適用はできません（手当の支給・多子加算の適用は、認定請求書や確認書を町で受け付けした月の翌月分からとなります）。

手続方法・手続先

手続方法	手 続 先
郵送又は窓口	〒889-4412 高原町大字西麓360番地1 高原町健康課子育て支援係

◆令和6年9月30日以前に町から転出される場合は、転出先の自治体で手続きを行ってください。

◎児童手当を受給中の次の方は、今回の改正（拡充）に伴う手続きは不要です （認定請求書や確認書の提出は必要ありません）

- ◆中学生以下の児童と高校生年代の児童を養育し、現行で、高校生年代の児童が算定児童として認定されている方
- ◆現行でも多子加算を受けていて、改正（拡充）後、手当額が増額する方
※18歳年度末以降22歳年度末までの子がいる方を除く。
- ◆現行では多子加算は適用されないが、改正（拡充）後は適用され、手当額が増額する方
※18歳年度末以降22歳年度末までの子がいる方を除く。
- ◆所得制限限度額以上、所得上限限度額未満で特例給付を受けている方



令和6年12月上旬に手当額改定（増額）の通知をお送りします。

◎児童が施設に入所しているなどの場合は、原則として、手当は施設の設置者等に支給されます。

公務員の方

児童の保護者（生計の中心者）が公務員の場合は、勤務先（所属庁）が児童手当の手続き先です。今回の改正（拡充）に伴う手続きは、町ではなく勤務先（所属庁）で行ってください。なお、手続きの時期等は、それぞれの勤務先（所属庁）へお問い合わせください。

＜問合せ先＞
高原町健康課子育て支援係
電話：0984-21-2423

広報 み い け

発行元
高原駐在所 電話23-0110
作成 黒木 大輔

9月

「安全運転SuDDO運動」実施中

Su スマート運転・シグナル・ストップ

交通ルールを守り、スマートな運転を心がけましょう。
駐車場で駐車枠に駐車する時には、後退（バック）駐車を励行しましょう。
信号灯火をよく確認して、信号無視に注意しましょう。
一時停止場所では、停止線手前での一時停止と安全確認を励行しましょう。

D ダイヤマークで減速

ダイヤマークは、横断歩道の予告マークです。
横断歩道に歩行者がいるかどうか分からない時、横断歩道付近を歩いている歩行者がいる時は、減速して安全確認をしましょう。

D デイフェンス（防衛運転）

普段から運転している道ほど、「だろー運転」になってしまい、他の車や歩行者の想定外の動きに対する対処が遅れてしまいます。
「だろー運転」ではなく、「かもしれない運転」を意識して、防衛運転に努めましょう。

O 交通事故0（ゼロ）

みんなで協力して交通事故ゼロを目指しましょう！



※高原町役場・高原駐在所では交通事故を起こした・遭った場合に備えた「SuDDOカード」配布しています。

SuDDOカード

秋の全国交通安全運動



期間 令和6年9月21日（土）～9月30日（月）の10日間

※9月30日（月）は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

運動重点

- 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等に歩行者の交通事故防止
- 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転の根絶
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 脇見・ぼんやり運転等の追放（県独自）



回 覧

令和6年9月2日

町 民 各 位

高原町商工会長杯ゴルフコンペ
実行委員長 越 智 信 一



第45回高原町商工会長杯ゴルフコンペの開催について

酷暑の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今年も、会員相互の親睦と組織の連携強化を図るため、標記コンペを下記のとおり開催することとなりました。

つきましては、ご多忙の時節とは存じますが、お誘い合わせのうえご参加賜りますようお願い申し上げます。

なお、高原町内在住者及び高原町内に勤務されている方はどなたでも参加できます。

記

1. 日 時 令和6年9月29日（日）午前8時スタート
(小雨決行としますが、荒天中止の場合は令和6年10月14日(月)に順延します。)
2. 場 所 たかはるゴルフクラブ
3. 競技方法 18ホールダブルペリアによる個人戦
4. 参 加 費 1,000円 (当日コンペ受付にて徴収)
5. 申込期限 令和6年9月13日（金）
予定組数18組
6. 懇親会
日 時 同 日 午後6時30分～
場 所 湯之元温泉
負 担 金 3,500円 (当日コンペ受付にて徴収)

お申し込みの際は、高原町商工会に申込書がございますのでご連絡いただくか、高原町商工会ホームページ（下記QRコード）から申込書をダウンロードして高原町商工会までご持参お願いいたします。



高原町商工会 電話42-1158 FAX42-0207(文書取扱：商工会 山崎)